

新型インフルエンザ ワクチン接種のお知らせ

—11月16日(月)から妊婦・基礎疾患を有する方の
優先接種が始まります！—

問い合わせ／健康づくり課 ☎048-465-8611

	優先接種対象者	提 示 書 類	接 種 医 療 機 関
①	妊婦	母子健康手帳	かかりつけの産婦人科等へご相談ください。
②	基礎疾患を有する方	かかりつけ医で接種される方 書類の提示は不要です。 かかりつけ医以外で接種される方 「優先接種対象者証明書」(かかりつけ医で発行)を接種医療機関へ提示してください。	基礎疾患を有する方は、その体質や症状等を把握し接種の可否を判断できる、かかりつけ医で接種を行うことが望ましいとされていますので、まずはかかりつけ医へご相談ください。

※かかりつけ医が受託医療機関でない場合などは、かかりつけ医以外の受託医療機関で接種を受けることもできます。

※国と契約を行った受託医療機関であれば、住民登録地と異なる地域の受託医療機関でも接種を受けられます。

※優先接種対象者のうち、低所得者等に対する接種費用の負担軽減措置については、住民登録のある市区町村と相談する必要があります。

対象となる基礎疾患

国で作成されました「新型インフルエンザワクチンの優先接種の対象とする基礎疾患の基準」(厚生労働省ホームページ参照)を参考に、医師が、判断することとなります。下記に当てはまると思われる方(下記の疾患・状態で入院中または通院中の方)は、かかりつけ医にご相談ください。

慢性呼吸器疾患・慢性心疾患・慢性腎疾患・慢性肝疾患・神経疾患・神経筋疾患
血液疾患・糖尿病・疾患治療に伴う免疫抑制状態・小児領域の慢性疾患

Q 接種回数・接種費用は？

A 平成21年10月20日現在、2回接種とされていますが、今後変更される可能性もありますので、接種時の最新情報をご確認ください。2回接種の場合、1回目と2回目は1～4週間の間隔をおくことになります。接種費用は、**任意接種**のため自己負担になります。

2回接種の場合 1回目 3,600円

(全国一律) **2回目 2,550円** (1回目と異なる医療機関で接種する場合は3,600円になります。)

なお、優先接種対象者のうち、市民税非課税世帯、生活保護受給者については、接種費用の軽減措置が検討されています。詳細が決まり次第、お知らせします。

Q 接種場所は？

A 埼玉県および市から公表される医療機関は、一般来院者の接種希望者を受け入れる医療機関です。公表医療機関以外にも、自らの医療機関に入院・通院する方(かかりつけ患者)だけを接種対象とする医療機関がありますので、まずは、かかりつけの医療機関にご相談ください。

なお、かかりつけ医で接種できない場合は、埼玉県および市ホームページで公表される医療機関一覧をご覧ください。健康づくり課(保健センター)にお問い合わせください。

※12月中旬ごろから、1歳から小学3年生のお子さん(接種時の年齢)の優先接種が始まる予定です。接種開始日は未定ですが、接種開始日より前に接種を受けることはできません。

※優先接種対象者以外の方の接種については、優先接種対象者の接種が終了次第、希望者が接種を受けられるよう、今後の流行状況や供給量などもふまえ、国が方針を示すとされています。

この記事は、11月5日現在の情報をもとに作成しています。